一般団法人　みつ蛍　定款

第1章　総　則

（名称）

第１条　　当法人は、一般社団法人　みつ蛍　とする。

（目的）

第２条　　当法人は、住み慣れた地域でこどもから高齢者、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが気軽に立ち寄れるたまり場サロンの提供を通し、生活しやすい街づくりを目指す自主的活動を生み出せるよう支援する。その目的に資するため、次の事業を行う。

（1）　上記の自主的活動の支援事業

（2）　街づくりに向けた情報発信及び情報提供事業

（3）　社会資源の橋渡し相談事業

（4）　町会、商店会との協働事業

（5）　高齢社会の諸課題及び障がい者の支援並びにこども・青少年の育成に関する意識啓発及び活動成果の普及

（6）　前各号に附帯又は関連する一切の事業

（主たる事務所）

第３条　当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　社員

（法人の構成員）

第５条　当法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

　　（1）　正会員　　当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

　　（2）　賛助会員　当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得なければならない。

3　法人会員は、その代表として当法人に対しその権利を行使する者１名（以下「社員代表者」という。法人登記上の代表者たることは要しない。）を定め、当法人に届けなければならない。

（経費上の負担）

第６条　正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

　2　正会員は、理事において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

　3　賛助会員は、理事において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

　4　既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

（社員の資格喪失）

第７条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

　（1）　退社したとき。

　（2）　成年被後見人又は被保佐人になったとき。

　（3）　死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

　（4）　１年以上会費を滞納したとき。

　（5）　除名されたとき。

　（6）　総社員の同意があったとき。

（退社）

第8条　社員はいつでも退社することができる。ただし、１ヶ月以上前に当法人に対し、予告

するものとする。

（除名）

第9条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員とし

ての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般法人法第４９条第項に

定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）

第10条　当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第３章　社員総会

（社員総会）

第11条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（決議の方法）

第12条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）

第13条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（議長）

第14条　社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該

社員総会において議長を選出する。

第４章　役員

（役員）

第15条　当法人に次の役員を置く。

　　理事　2名以上10名以内

（選任等）

第１6条　当法人は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

（代表理事の選任及び職務権限）

第17条　当法人は、代表理事を１名置き、理事の互選により定める。

2　代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

（任期）

第18条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時

社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3　理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くにいたった場合には、新たに選任されたものが就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（解任）

第19条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第20条　役員の報酬、賞与はその他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第21条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引につい

て重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

　（1）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

　（2）自己又は第三者のためにする当法人との取引

　（3）当法人がその理事に債務を保証することその他理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除又は限定）

第22条　当法人は、役員の一般法人法111条の第１項の賠償責任について、法令に定める要

件に該当する場合には、同第49条第２項に定める社員総会の特別決議によって賠償責任

額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第５章　基金

（基金の拠出）

第23条　当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を

求めることができるものとする。

（基金の募集）

第24条　基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

（基金の拠出者の権利）

第25条　拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

（基金の返還の手続き）

第26条　基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額については社員総会における

決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第６章　計算

（事業年度）

第27条　当法人の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第28条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表

理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様と

する。

2　前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事

は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出す

ることができる。

3　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第７章　附則

（最初の事業年度）

第29条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年8月31日までとする。

（設立時の役員）

第30条　当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

　　　　設立時理事　　　　中村　今治　　國松　恵　　村上カツミ　　中野　敏子

　　　　設立時代表理事　　中野　敏子

（設立時社員の氏名及び住所）

第31条　設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

　　　　設立時社員　　1　住所　東京都小平市鈴木町1丁目169番地の23

　　　　　　　　　　　 　氏名　中村　今治

　　　　　　　　　　　2　住所　東京都港区芝浦4丁目10番1 -3305号

　　　　　　　　　　　 　氏名　國松　惠

　　　　　　　　　　　3　住所　東京都品川区南大井2丁目12番1 -1115号

　　　　　　　　　　　 　氏名　村上　カツミ

　　　　　　　　　　　4　住所　埼玉県さいたま市中央区新中里1丁目5番13 -301号

　　　　　　　　　　　 　氏名　中野　敏子

（法令の準拠）

第32条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人みつ蛍設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成２７年１０月　　日

　　　　　設立時社員　　　　　　　　　　　　　　印

設立時社員　　　　　　　　　　　　　　印

　設立時社員　　　　　　　　　　　　　　印

　設立時社員　　　　　　　　　　　　　　印